

受付年月日	4. 1. 26	付託委員会	建設公営企業
提出者	●●●●●●●●●● ● ● ● ●		
提出者からの説明希望の有無			<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
件名と要旨			
<p>(件名) <u>生活保護世帯及び独居高齢者世帯に対する水道料金及び下水道使用料の減免制度の維持を求めることについて</u></p> <p>(要旨)</p> <p>旭川市は、水道・下水道事業は独立採算制・負担の公平が基本であるとして、生活保護世帯に対する水道料金の減免制度（昭和44年度開始）、下水道使用料の減免制度（昭和52年度開始）及び70歳以上の独居高齢者世帯に対する水道料金・下水道使用料の減免制度を廃止するとし、障害者のみの世帯及び児童扶養手当等受給世帯に対する減免制度については検討継続するとした。</p> <p>旭川市の水道は大正2年に創設された旧軍用水道が始まりで、施設が旭川市に移管され昭和23年に市民水道として水道事業が開始されたとされる。</p> <p>国及び地方公共団体に給水義務等を定める水道法は昭和32年、市町村による公共下水道の管理等を定める下水道法が昭和33年に制定された。昭和21年に旧生活保護法、昭和25年に現行生活保護法が制定された。</p> <p>昭和33年に旭川市水道事業給水条例、昭和38年に旭川市下水道条例が制定され、旭川市の水道・下水道の整備はほぼ完成し、普及率は95%を超えた。今後の水道・下水道事業は修繕維持管理が重要とされている。</p> <p>下水道法に基づき、下水道事業計画は閣議決定を受けた地方自治体が定めるとされ、公共下水道の供用が開始されたときは、土地所有者、使用者等に排水設備の設置やくみ取り便所から水洗便所への改修が義務付けられており、下水道使用は事実上強要されたものである。</p> <p>旭川市は、昭和59年から多目的ダムである忠別ダム建設事業に参画した。その総事業費は1,630億円、旭川市負担分は93億円程度である。</p> <p>旭川市の給水未使用人口は約2万人（1万世帯）とされており、人口減少や水道水利用者減等により、忠別ダムに対する旭川市水道用水分の水利権1日6万トンは不要である。過大推計された事業費の負担金や企業債等の支払いが長年にわたり市民負担となることは明らかであったが、忠別ダム建設事業への参画を決定するとき、旭川市は給水人口を50万人と推計した。その後465,000人、38万人程度と変更したものであるが、令和3年12月1日現在旭川市の人口は328,160人（178,003世帯）にとどまっている。</p> <p style="text-align: right;">（裏面に続く）</p>			

水利権も1日10万トンから6万トンへと変更したが、現有する水源で処理可能であるために忠別ダムからの水利権購入は不要と当時から指摘されていたにもかかわらず、人口50万人都市になってからでは遅いとして忠別ダム建設事業への参画を強行した。

その後も包括外部監査で指摘され、忠別ダムからの水利権が事実上不要であることを知りながら、平成17年1月11日及び25日開催の旭川市水道事業再評価委員会が引き続き同ダム建設事業への参画を認めたことは、重大な過失である。

平成8年10月に名古屋市が、同市における水需要予測が過大であったとの理由で、徳山ダムから割り当てられる水利権を返上した事例もある。

上記の実態は忠別ダム建設事業への参画が旭川市の判断の誤りであったことを実証しており、今般の減免措置の見直しは旭川市の判断の誤りの責任を生活保護世帯及び独居高齢者世帯に転嫁するに等しい。

以上の趣旨から、次の事項について陳情する。

陳情事項

- 1 生活保護世帯及び独居高齢者世帯に対する水道料金及び下水道使用料の減免制度を維持すること。